

## 航空大学校訓練機 10機のリース調達 質問回答書

番号	質問事項	回答
1	入札算定にあたっては機体価格の見積は1ドル120円とし、実際の為替レートについては、リース契約締結後に調整し、確定させるものとする」とありますが、何をもちて確認するのですか？	外貨建て部分の換算に使用する外国為替換金率については、外国企業等との契約日等における銀行（銀行法（昭和56年法律第59条）による普通銀行又は長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）による長期信用銀行）が公表した電信売相場によるものとし、実際額を証する書類に記載のある適用レート（貴社メインバンクの決済証明書等）が、前述電信売相場外国為替換金率を下回る場合においては、これを使用するものとしします。
2	付属品とは具体的にどのようなものを想定されていますか？（タイヤチョークやピトーカバーのようなもの？）	タイヤチョークやピトーカバーを含め、機体を屋外駐機する際に必要な付属品を想定しています。（タイダウンロープは含まない。）
3	検査費用はどのような項目を含みますか？	リース仕様書 第4章 受入検査の項目が含まれます。検査場所については協議事項であるため、国外において検査を行う場合、当該項目について費用計上を行って下さい。
4	訓練費用では、操縦士および整備士はそれぞれ何名を想定されていますか？	操縦士3名、整備士1名を想定しています。
5	必須評価項目表7ページ目、3. 訓練機の装備品3.16「発動機は標準仕様であり型式承認が取得されていること。」とありますが、ここでいう型式承認とは、製造国の航空局の承認があればよろしいですか？	製造国の航空局の承認のみで構いません。
6	受け入れ検査にはどのくらいの期間掛かりますか？	三日間を想定していますが、検査項目が確認できないようであれば延長する場合があります。
7	機体納入時は、エンジンおよび機体のTSCは”0”で引渡しをしないといけないのですか？（この場合、空輸後国内で100時間点検をする必要がある。）	エンジンおよび機体のTSCは”0”でなくても構いません。空輸後国内で100時間点検をする必要もありません。

## 航空大学校訓練機 10機のリース調達 質問回答書

番号	質問事項	回答
8	<p>必須評価項目表 3 ページ目、1. 訓練機の要件 1. 14 追加装備のための耐空性に関わる標準装備品等が、特殊なものに換装されていないこと。（提出資料のガイドライン）TCに反映されIPCに記載することが判断できる資料。とありますが、これは具体的に何を提出すればいいのですか？</p>	<p>追加装備の換装が、SBやSTCに制定されている場合は該当するSBおよびSTCを提出してください。</p>
9	<p>必須評価項目表 6 ページ目、3 訓練機の装備品 3. 6. 2 通話中の装置以外も同時聴取が可能であること。とありますが、全席を意味するのか？操縦士、教官席を意味するのか？</p>	<p>全席を意味します。</p>
10	<p>必須評価項目表 8 ページ目、4. 訓練機外部仕様 4. 1 訓練機に必要な外部塗装は製造メーカーが・・・協議すること。（提出資料のガイドライン）レイアウト図及び搭載品の写真、機能を証明する資料とありますが、これは何を意図しているのですか？</p>	<p>塗料の仕様および提案される外部塗装の外観がわかるレイアウト図を提出してください。</p>
11	<p>入札説明書 8. その他（5）支払条件について 上記項目内に「年間のリース料は定額とする。但し、年度途中からのリースとなる場合は、日割り計算とする」と記載がありますが、今回入札時にご提示するリース料総額は納入時期を加味した日割り計算にて算出する必要がありますでしょうか。</p>	<p>入札書に記載する金額については、10機分の10年間のリース料総額と10年経過時の残存価格（購入価格の1/3）の合計額を記載して下さい。</p>
12	<p>「競争参加資格確認申請書」2. 添付書類、”リースを予定している航空機メーカーの国内正規代理店との連絡体制が確立していることを証明する書類”について 具体的に、どのような形式で証明と認められるのでしょうか。</p>	<p>リース業者と航空機メーカーとの担当者、連絡先が確認できるフローチャート（通常および不具合発生時）を提出して下さい。</p>
13	<p>「競争参加資格確認申請書」2. 添付書類、”過去に日本国での航空機のリースを行った実績があることを証明する書類”について 弊社は航空機のリース実績を多数有しておりますが、実績証明を目的とした書類を提出した前例が無いことから、どの様な要件、記載事項により実績の証明と認められるか、ご教示頂ければと存じます。</p>	<p>国内リース実績の一覧表を提出して下さい。</p>

## 航空大学校訓練機 10機のリース調達 質問回答書

番号	質問事項	回答
14	<p>期間10年のリース料総額+設定残価での入札条件となっておりますが、リース契約書(案)の別紙-1や別紙-3を拝見するに、更新5年を含めたトータル15年のリース期間と読めます。本件は、リース期間15年(11年目以降は見直し更新)で、設定残価まで含めて取得全額相当を全額お支払いいただくファイナンスリースと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり、10年リース料総額と10年経過時残存価格(購入価格の1/3)を基準として5年間のリース料を設定した15年のリース期間契約としたファイナンスリースとなります。</p>
15	<p>契約書案/別紙-1(3)リース期間に記載する日付は、下記イメージでよろしいでしょうか。</p> <p>・・・1機 リース期間 平成29年4月1日～平成44年3月31日(15年/180日)</p> <p>・・・9機 リース期間 平成29年6月1日～平成44年3月31日(15年/178日)</p>	<p>リース期間については、1機目については、平成29年3月31日までにご納入いただくことから、リース開始日は上記日付以前となります。また同様に残り9機についてのリース開始日は平成29年5月31日以前となります。</p> <p>記載頂くリース期間については、リース開始日から起算して15年目の日が平成44年3月31日以前の場合は平成44年3月31日まで、平成44年3月31日を超える場合はその日までとなります。</p>
16	<p>リース契約書(案)17条の「本件航空機の返還」は期間15年満了後の内容と理解してよろしいでしょうか。(10年目での返還は意図しておらず、15年間リースを利用する)</p>	<p>本リース調達について、途中解約を考えておりませんが、当校の運営上、解約しなければならない事象が発生し、返還すべき必要性が生じた場合は15年満了より前にリース契約書(案)17条条項を適用することがある場合もあります。</p>
17	<p>期間15年満了後、訓練機はどのようにされるご意向でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・終了/返還</li> <li>・リース更新(延長利用)</li> </ul>	<p>現時点では、申し訳ございませんが、リース期間満了後の訓練機の取扱等について回答はできません。リース期間満了1年以上前より契約者様へご連絡又はご協議いたします。</p>
18	<p>期間11～15年のリース料見直しは、10年めに設定残価をベースとして、期間5年で全額をお支払いいただく(合理的な金利水準で)内容でご承諾いただくイメージでよろしいでしょうか。</p>	<p>10年経過後のリース料については、契約書(案)別紙-1の(4)リース開始10年経過時残存価格を基準として、5年間のリース料を設定し、年度毎に分割したものを年度毎にお支払い致します。</p>
19	<p>過去に同様の訓練機のリース調達はございますでしょうか。</p>	<p>訓練機のリース調達実績はあります。</p>

## 航空大学校訓練機 10機のリース調達 質問回答書

番号	質問事項	回答
20	本件入札は入替でしょうか。入替の場合、現行の訓練機は何年ご利用されておりましたでしょうか。	入替になるものと、追加になるものがありますが、現在帯広分校で使用してる機体は約22年間使用しています。
21	リース契約書は案となっておりますが、貴校とのお打ち合わせにより、約定を一部修正、もしくはリース会社（弊社）所定の契約書での締結は可能でしょうか。	現段階では契約書案となっておりますが、入札が行われた場合これに同意頂いたとして正式な契約書となります。入札後軽微な変更については、協議により変更の余地はございますが、大幅なものについては変更同意は致しません。また、落札者所定の契約書にての契約締結は致しません。
22	リース期間中に解約の可能性はございますでしょうか。	本リース調達について、途中解約を考えておりませんが、当校の運営上解約すべき必要性が生じた場合、協議することがございます。
23	<p>■入札書の持参について</p> 入札書への捺印は弊社代表者で行いますが、持参者は代表者と異なる為、持参・入札の際に添付委任状は必要となりますでしょうか。	代表者印を押印した入札書を持参し、入札を行う場合、当校に於いては持参した方を使用者として扱いますので、委任状は必要ありません。但し、入札会場にて再度の入札が行われ入札書を作成される場合は委任状が必要となります。
24	訓練機に該当する航空機は最大離陸重量が5.7トン以下のN類別となります。このサイズの航空機製造に求められる法令要件（例：14 CFR part 36 appenddix F）では Flyover Noiseの測定のみが求められており、進入測定点の騒音測定の要件が御座いません。これは当社のみならずFAR23基準にて製造されている航空機に共通しています。進入測定点の要件が御座いませんので、各社が提出する騒音値の測定基準が統一されず、公平な評価が不可能な状況かと存じます。Flyover Noiseにてご評価及び配点頂けますでしょうか。	番号2項目に設定した測定条件で評価したいと思います。
25	進入測定点での騒音測定をする場合、詳細な測定条件をご指示頂きたいようお願い申し上げます。	<p>【測定条件】</p> ① Power Set : Max Power、Max rpm ② 測定点 : 対地高度395ftの直下

## 航空大学校訓練機10機のリース調達 質問回答書

番号	質問事項	回答
26	主要装備品の定義（範囲）をご教授頂ければ大変幸甚です。	航空法17条第1項の定める安全性の確保のため重要な装備品です。一般に予備品証明対象部品になります。
27	訓練支援体制について、実機によるフライトも必要でしょうか。また現行機の場合も同訓練は必要でしょうか。	現行機でも実機訓練が必要です。
28	競争参加資格について ”航空機メーカーの正規代理店との連絡体制が確立していることを証明する書類”とは具体的にどのような書類を指すのでしょうか。	リース業者と航空機メーカーとの担当者、連絡先が確認できるフローチャート（通常および不具合発生時）を提出して下さい。
29	競争参加資格について ”過去に日本国で航空機のリースを行った実績があることを証明する書類”とは財団法人航空振興財団発行の登録航空機一覧表の写し（当社名称記載）で対応可能でしょうか。	国内リース実績の一覧表を提出して下さい。
30	競争参加資格について 技術提案書は、リース会社が競争参加資格確認申請書と併せて提出すれば良いのでしょうか。	本調達の競争参加資格確認申請者が提出して下さい。
31	契約書別紙1、要目表（8）規定損害金の「平成 年 月 日以前・以降」の日付はリース開始より何年経過後の日付けと考えたら良いでしょうか（リース開始より10年後との認識で宜しいでしょうか）。	契約書（案）別紙-1、要目表（8）規定損害金欄の日付につきましては、「平成 年 月 日以前：」については、リース開始日から10年経過満了日、「平成 年 月 日以降：」については、リース開始から10年経過満了日翌日となります。

## 航空大学校訓練機 10機のリース調達 質問回答書

番号	質問事項	回答
32	当初10年間のリース満了後については、契約書別紙-3の航空機リース支払予定表が15段（15年間）となっていることから、満了後は5年間の再リースを行うことを念頭に置いているという認識で宜しいでしょうか。仮にそうだとした場合、15年目以降はどうする見込みでしょうか。	リース開始10年経過時にリース料の見直しを行うのであって、10年でリースが満了し、5年の再リースということではございません。本調達のリース期間については、航空大学校訓練機10機のリース調達仕様書よりリース期間満了日を平成44年3月31日としております。調達におけるリース期間については、リース開始日から起算して15年目の日が平成44年3月31日以前の場合は平成44年3月31日まで、平成44年3月31日を超える場合はその日までとなります。また、リース期間満了後の調達訓練機の取扱については現時点で申し上げます。
33	訓練機の調達で過去リースを利用されていたケースはあるのでしょうか。今回と同じスキームで取組を行っていた場合、どのような推移を辿ったのでしょうか（ex ○年目まで再リース、○年目に買取等）また、今回とは異なる契約形態である場合も同様にご教示願います。	現在訓練機をリースにて調達しております。3年間のリース契約にて訓練機を調達し、契約満了後に再リース行った案件はありますが、本調達のような長期リースを行っている案件については、契約期間が満了したものはございませんので、再リース等の実績はありません。
34	契約書20条（精算）について”リース期間の満了以外の事由”とは、第19条の契約解除事由に該当して解約した場合という認識で宜しいでしょうか。	概ねご質問の認識で結構ですが、当校の運営上、解約しなければならない事象が発生した場合もリース期間の満了以外の事由に該当致します。
35	契約書20条（精算）について”乙の選択により”というのは「評価した金額」と「処分した金額」どちらかを乙が選択するという意味で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
36	使用契約書の文言の追加・変更は検討できるのでしょうか。	現段階では契約書案となっておりますが、入札が行われた場合これに同意頂いたとして正式な契約書となります。入札後軽微な変更については、協議により変更の余地はございますが、大幅なものについては変更同意は致しません。

## 航空大学校訓練機 10機のリース調達 質問回答書

番号	質問事項	回答
37	<p>リース契約書（案）第2条第5項を以下に変更可能かご教授願いたい。</p> <p>項文の削除または「本件航空機のリース期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。但し、乙が本リース契約に基づくリース料債権（以下「本リース料債権」という。）を第三者に譲渡した場合には、当該譲受人の承諾も必要なものとする。この場合において、別紙1 要目表について変更契約を締結するものとする。</p>	<p>項文の削除不可、文言の変更不可と判断します。</p>
38	<p>リース契約書（案）第3条第1項を以下に変更可能かご教授願いたい。</p> <p>甲は、本件航空機のリース料及び消費税相当額を、別紙1 要目表に記載する金額及び支払方法によって、乙に対して支払うものとする。</p>	<p>変更可能と判断します。</p>
39	<p>リース契約書（案）第3条第2項を以下に変更可能かご教授願いたい。</p> <p>本件航空機価格の確定後、甲乙協議の上、別紙3 航空機リース支払表について変更契約を締結するものとする。</p>	<p>変更可能と判断します。</p>
40	<p>リース契約書（案）第4条第4項を以下に変更可能かご教授願いたい。</p> <p>甲は、物件の引渡しを受けたときは10日以内に検査を行い、規格、仕様、品質、性能、機能等の不適合、不完全その他の瑕疵があるときは、甲は直ちに書面によりその旨を乙に通知するものとする。甲がこれを怠り借受証を発行したときは、甲は乙に瑕疵を主張することができないものとする。尚、当該瑕疵によって請求される損害賠償債権等については、本リース料債権とは別個に構成されるものとし、本リース料債権との相殺による支払・回収はなされないものとする。</p>	<p>変更可能と判断します。</p>
41	<p>リース契約書（案）第16条を以下に変更可能かご教授願いたい。</p> <p>甲がリース期間中に本リース契約を解約することは原則禁止とする。尚、やむをえない事由により本件航空機を乙に返還する場合には、別紙1 要目表記載の規定損害金を遅滞なく乙に支払うものとする。</p>	<p>変更可能と判断します。</p>

## 航空大学校訓練機10機のリース調達 質問回答書

番号	質問事項	回答
42	<p>リース契約書に以下内容を追記可能かご教授願いたい。</p> <p><b>【瑕疵担保免責特約】</b> 乙が瑕疵担保責任を負わないこと。甲は物件の瑕疵を理由にリース料の支払いを拒むことはできず、また中途解約権もないこと。</p>	追記不可と判断します。
43	<p>リース契約書に以下内容を追記可能かご教授願いたい。</p> <p>本リース契約解約に伴い、リース会社が負担することとなった各種損害金等を含む。</p>	追記不可と判断します。